令和９年度(2027 年度) ４月１日付採用 尼崎市こども青少年局 会計年度任用職員(非常勤行政事務員) 募集案内

児童ホーム・こどもクラブ 責任者

児童ホーム・こどもクラブ アドバイザー

[試　験　日]　令和8年(2026 年)12月5日(土) 又は 12月6日(日)

[受 付 期 間]　令和8年(2026 年)11月4日(水) から 令和8年11月25日(水)
平日 午前9時から午後5時まで
(※ 郵送の場合は11月25日必着)

[留 意 事 項]

⑴ 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。

⑵ 応募書類に記載の個人情報については、個人情報の保護に関する法律により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。

⑶ 児童ホームとは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)のことであり、こどもクラブとは、放課後子ども教室推進事業のことを言う。

⑷ 本業務へ従事するに当たっては、令和8年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪事実該当者の場合は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無をお答えいただきます。

⑸ 受験資格で定めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。

＜受付場所及び問い合わせ先＞

尼崎市こども青少年局　保育児童部　児童課
〒660－8501　尼崎市東七松町1丁目23番1号　尼崎市役所本庁北館2階
電話　06－6489－6937　／　ファクス　06－6489－6938
尼崎市ホームページアドレス　http://www.city.amagasaki.hyogo.jp

市報 ID 検索番号　：　1044281

● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は1年（4月1日～翌3月31日）以内（※1）と定められており、また、そのほか、地方公務員法の規定（※2）が様々適用されます。

※1　翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。
※2　服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

1　職種、採用予定人員及び受験資格

職　種	採用予定人　員	受験資格（年齢制限なし）
責任者・ アドバイザー	4名程度	1 放課後児童支援員認定資格を有する者 2 保育士資格を有する者 3 教員免許を有する者 4 高等学校を卒業し、2 年以上児童福祉事業（児童ホームなど）に従事した者 5 高等学校を卒業し、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似した事業（こどもクラブなど）に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者 6 大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術もしくは体育学を専攻し、卒業した者 7 社会福祉士資格を有する者　など （ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。） 上記いずれかの資格に加え 5 年以上の実務経験を要する者

※　上記に加え、地方公務員法第16条の規定（欠格条項：別紙参照）に該当しない人。かつ、こども性暴力防止法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者でない人。（別紙参照）
※ 「責任者」と「アドバイザー」のいずれにおいても勤務可能であることが条件となります。
※　資格については、採用日までに資格取得見込みの人を含みます。
※　上記2～7の受験資格で採用試験に合格し任用された方は、1年以内に兵庫県が実施する放課後児童支援員認定資格研修を受講頂くことになります。
※　上記4及び5については、総勤務時間数2，000時間程度の勤務経験も必要です。

2　試　験
⑴　日　　時　令和8年12月5日（土）又は12月6日（日）のうち、別途指定する日時
⑵　場　　所　尼崎市役所本庁　北館 2 階（尼崎市東七松町1丁目23番1号）
⑶　持 参 品　受験票、返信封筒（14×9cm～23．5×12cm）、110円切手
⑷　試験内容　面接試験

3　結果発表
令和8年12月下旬に郵送にて通知予定

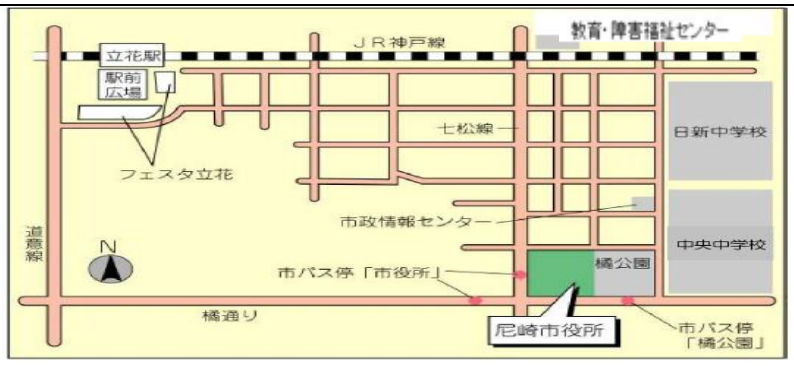
4　受験手続、提出書類等
尼崎市児童課へ次の書類を直接持参してください。（郵送でも受付可能です。）
⑴　受験申込書（募集案内の最終ページのもの。）

⑵ 履歴書（所定の応募様式または市販のものに必要事項を受験者本人が記入し、写真欄に、3か月以内に撮影された写真を貼って提出してください。）
※ 市販の履歴書を使用する場合は、所定の様式に記載の質問事項を記入してください。
⑶ 必要な免許証又は資格証の写し
※ 採用日までに資格取得見込みの人については、資格取得見込み証明書を提出の上、後日資格の写しの提出が必要です。）

5 勤務条件
⑴ 任期
令和9年4月1日～令和10年3月31日
⑵ 条件付採用期間
採用日から1か月間（勤務日数が少ないときなどは1か月を超える場合あり）。
⑶ 休暇等
年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）、育児休業（無給）等の制度あり。
⑷ 健康保険、厚生年金及び雇用保険
適用あり
※ 適用条件に当てはまる場合は、強制的に加入となります。
（加入するかどうかを自ら選択することはできません。）
⑸ 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償
労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり。
⑹ 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況
敷地内禁煙
⑺ その他
勤務条件については、尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例その他の勤務条件に関する規程（要綱その他の定めを含む。）が改正されることにより、その内容が変更されることがあります。

＜試験会場＞

尼崎市役所本庁舎案内図（募集受付場所・試験会場）



■ JR 立花駅より南東へ約 800 m
■ 募集受付場所は、本庁舎北館 2 階 児童課です。

責任者・アドバイザー の 業務内容等

1 責任者

⑴ 勤務場所

尼崎市内小学校（41校）に設置されている児童ホーム

※ 必要に応じて、アドバイザーへの配置換えがあります。

⑵ 業務内容

ア 各こどもクラブ、児童ホーム職員の服務に関すること

イ 各こどもクラブ事業の統括に関すること

ウ 各児童ホーム事業の統括に関すること

エ その他児童課長が必要と認める業務

⑶ 勤務時間 1週30時間勤務（基本的な勤務時間）

		勤務時間	休憩時間
学校授業日	木曜日	午前10時～午後6時15分	勤務時間の中で1時間
	木曜日以外	午後 1時～午後6時15分	休憩なし
長期休業期間等		午前9時45分～午後6時15分	勤務時間の中で1時間
土 曜 日		午前9時15分～午後5時15分	

※ 勤務時間は、年間での時間調整により平均で1週30時間の勤務となります。上記勤務時間以外の勤務時間（調整勤務）も発生します。

※ 長期休業期間等とは、春夏冬休みや学校代休日です。

※ 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日等に勤務させる場合があります。

※ 上記は令和8年度の基本的な勤務時間（予定）であり、変更となる場合があります。

⑷ 勤務を要しない日等

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌1月3日）、その他指定する日

（土曜日勤務の週あり。土曜日勤務を行った週の翌週に勤務を要しない日を設ける等により勤務時間の調整を行います。）

2 アドバイザー

⑴ 勤務場所

尼崎市役所 本庁 北館2階

※ 必要に応じて、こどもクラブ・児童ホーム責任者への配置換え及びこどもクラブ・児童ホームへの応援勤務を行う場合があります。

⑵ 業務内容

ア こどもクラブ・児童ホームの運営指導、あり方の検討

イ その他児童課長が必要と認める業務

⑶ 勤務時間 1週30時間勤務（基本的な勤務時間）

勤務時間（交代制）	休憩時間
午前10時30分～午後5時30分	勤務時間の中で1時間

※ 勤務時間は、年間での時間調整により平均で1週30時間の勤務となります。

※ 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日等に勤務させる場合があります。

※ 上記は令和8年度の基本的な勤務時間（予定）であり、変更となる場合があります。

⑷ 勤務を要しない日等

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌1月3日）

3 給与等

⑴ 報酬月額

212，360円～220，480円（令和8年度実績）

※ 年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。

⑵ 通勤代

自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2㎞以上かつ交通機関、又は交通用具の利用距離が片道1㎞以上の場合支給あり

⑶ 期末手当及び勤勉手当を6月及び12月に支給（予定）

※ 任期・在職期間や勤務実績により、支給額の変動や、支給要件に該当しない場合があります。

令和9年度（2027 年度）採用　会計年度任用職員（非常勤行政事務員）採用試験
（児童ホーム・こどもクラブ　責任者・アドバイザー）

受　験　申　込　書

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（生年月日　　年　　月　　日）

住　所 〒　　－＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話（　　）　　―＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【併願希望に関して】
本職種で不合格だった場合に、下記職種での選考を希望するかどうか回答ください。なお、希望する場合は、下記職種の受験申込書も提出が必要です。

職　種	どちらかを〇で囲んでください	希望順位
児童ホーム・こどもクラブ　責任者		
児童ホーム・こどもクラブ　アドバイザー		
児童課・児童ホーム・こどもクラブ指導員	希望する　・　希望しない	

※複数の区分で合格した場合は、希望順位の高い区分で採用することとなります

次の質問に答えてください。

あなたは、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しませんか。

いずれかを、〇で囲んでください。

該当しない　・　該当する

地方公務員法第16条に規定する欠格条項の内容は、参照条文（別紙）をご確認ください。

あなたは、こども性暴力防止法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当しませんか。

いずれかを、〇で囲んでください。

該当しない　・　該当する

こども性暴力防止法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者については参照条文（別紙）をご確認ください。

申込書の記載事項は事実に相違ありません。

年　月　日

署　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（本人自署）

事務処理欄

受付日		受付担当者	

別紙

地方公務員法第１６条

ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ　尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

ウ　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった

日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。